



No. 17

しょうわ 広報

おしらせ版

昭和57年2月1日発行

昭和町役場 総務課

ご存知ですか！ 乳児医療費助成金制度

1歳以下の乳児の医療費は無料です

乳児医療費助成金制度とは、1歳未満の乳児が病気やケガなどで医者にかかった場合、三割の自己負担金が無料になる制度です。

申請書は役場保健課に用意してありますので、未請求の方は至急お申込みください。

援護・恩給についての巡回相談

旧軍人・軍属及びその遺族に対して、恩給法並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関する相談に応じます。

当日は印鑑と旧軍隊に関する証拠書類をお持ちください。

実施日時 3月8日(月)午前10時～午後3時
実施場所 甲府市役所本庁舎4階南会議室

野犬の薬殺を行います

放し飼いの犬や野犬による農作物等の被害が続出しているため、下記期間において野犬薬殺を行います。犬を飼育している家庭では、犬の散歩など特に気をつけてください。

実施期間 2月中
実施区域 昭和町全域
使用薬剤 硝酸ストリキニーネ
毒えさ種類 さつま揚げに薬剤を混入したもの
毒えさ表示 毒えさの置いてある場所へ注意標識を立てる

母子健康手帳交付及び妊婦相談日

実施日時 2月6日・2月20日
午前9時～11時30分
実施場所 中央公民館
※当日印鑑をお持ちください。出来るだけ本人の届出をお願いします。

所得税の確定申告は2月16日からです

昭和56年の所得税の確定申告は、2月16日から受付が始まります。申告期限は3月15日ですが期限間近になりますと税務署はたいへん混雑しますので、なるべく早目に済ませましょう。

所得税は、個人が1年間に得た所得に対してかかる税金です。

確定申告をしなければならないのは、次のような方々です。

①事業をしている人、不動産収入のある人、昭和56年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。

②サラリーマンの方で、給与の収入が一千万円を超える人、2か所以上から給与を受けている人、給与以外の所得が20万円を超える人。

サラリーマンの場合は、普通給料やボーナスをもらったとき、所得税は源泉徴収で天引きされ12月の年末調整によって1年間の所得税が精算されますので、確定申告の必要はありません。

◎前年に確定申告をした人は、税務署から申込書用紙などが送られてきますので、必ずその用紙で申告してください。

ことし新たに申告をする人は税務署に用意されている申告用紙をお使いください。

税額の計算の仕方、申告書の書き方などでわからない点がありましたら、役場税務課か税務署におたずねください。

成人病第2次検診

実施日時 2月12日(金)午前9時30分～午後2時15分
実施場所 中央公民館
検診料 1,100円
対象者 1次検診によっての要精検者が対象となります。(衛生委員を通じて対象者には個人通知をします)
検診内容 血液、心電図、尿及び眼底検査、血圧測定、身体計測、打聴診

可燃物・不燃物収集日

安産教室

「わが家の家計簿」体験談募集

日程	曜日	内容	地区
2月1日	月	もえる物	全地区
" 3日	水	ガラス類	"
" 4日	木	もえる物	"
" 8日	月	"	"
" 12日	金	"	"
" 15日	月	"	"
" 17日	水	金属類	西条地区
" 18日	木	もえる物	全地区
" 19日	金	金属類	甲原・永
" 22日	月	もえる物	全地区
" 25日	木	"	"

実施日時 2月9日
2月16日
午後1時30分～4時
実施場所 中央公民館
携行品 母子健康手帳
※愛育班員が個人通知を配布します。

不用犬収集日

実施日時 2月5日
午前10時

当日午前8時30分までに 場所 旧役場前
指定場所にお出してください。

乳児健康相談日

実施日	受付時間	該当児	場所
2月24日	午後1時30分	9・12か月児	中央公民館
" 25日	～午後2時	3・6か月児	

携行品 母子健康手帳

5才児健康診査

実施日時 2月23日 午後1時～1時30分(受付)
実施場所 中央公民館
該当児 昭和51年9月1日から昭和52年12月31日までの出生児
検診内容 内科、歯科診察、身体測定、尿検査、眼科診察、保健指導
携行品 母子健康手帳、5歳児健診質問票

1歳6か月児健康相談

実施日時 2月18日(木) 午後1時～2時
実施場所 中央公民館
該当児 昭和55年6月1日から昭和55年8月31日までの出生児
携行品 母子健康手帳、健診質問票
※質問票は各項記入のうえ当日受付へ提出してください。

行政相談日

実施日時 2月3日・17日
午後1時～3時
実施場所 中央公民館相談室
※どんなことでも相談にのりますので気軽にどうぞ。

あなたが家計簿を通じて体験し、感じられたことを文章につづってみませんか！ 山梨県貯蓄推進委員会では、あなたの貴重な体験談の募集を行います。奮って参加ください。

内容

- ・家計簿をつけはじめた動機と記帳上の苦心や工夫
 - ・家計簿で発見したムリやムダとその改善
 - ・家計簿をもとにした生活設計
 - ・グループによる家計簿記帳の勉強ぶり
- など、家計簿記帳に関するものをなんでも自由に書いてください。

原稿

1. 本文は400字詰原稿用紙5枚以内
 2. 原稿には、応募者の氏名、住所、職業、年齢、家族一覧、家計簿記帳年数および連絡電話番号を必ず記載してください。
- 募集期間
・昭和56年12月1日～昭和57年2月28日
送り先
・山梨県貯蓄推進委員会—甲府市中央1～11～31

昭和57年度県政モニター募集

応募資格 県内に住んでいる20歳以上の人。ただし、次の人は応募できません。

- ① 国会議員および地方公共団体の議会議員
- ② 常勤の国家公務員および地方公務員
- ③ 過去に県政モニターの経験のある人

募集人員 130人

募集期間 2月13日から3月3日まで

応募方法 官製ハガキに郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、職業、電話番号を記入して 峡中地方振興事務所—甲府市丸の内1～6～1へ申込みください。

県政モニターの役割

県政について、意見・要望の提出や、県の行うアンケート調査に回答。また、知事との意見交換会や各地方振興事務所で行う意見交換会、県施設の見学などがおもな内容です。

火災の多い時期です 火の元には注意を！

今年も、2月28日から3月13日まで「春の火災予防運動」が行われます。

2月から3月にかけては、空気が非常に乾燥し、強い風が吹くことが多く、加えて暖房器具などの火気使用などもあって、1年のうちで火災の多い時期です。火の元には十分注意しましょう。